第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の趣旨

定款附則に定める「基金の拠出者の権利に関する事項」につき、基金の償却期限を保険業法 第55条第2項および基金拠出契約書に基づき明確化するものであります。

2. 変更の内容

現行定款の一部を次のとおり変更するものであります。

現行定款

定款変更案

(下線は変更部分)

変更案

附則	附則		
第1条(平成14年3月の基金の拠出者の権 利に関する事項)	第1条 (平成 14 年 3 月の基金の拠出者の権 利に関する事項)		
1. 平成 14 年 3 月の基金の拠出者に対して は、第 7 条第 1 項の基金の償却を、 <u>基金</u> 拠出契約締結後 10 年経過後の契約応当 且までに行う。	1. 平成 14 年 3 月の基金の拠出者に対して は、第 7 条第 1 項の基金の償却を、 <u>保険</u> 業法第 55 条第 2 項の範囲内で、基金拠出 契約後 10 年経過後の償却期限の到来日 までに行う。		
2. <条文省略>	2. <現行どおり>		
第2条 (平成 14 年度の基金の拠出者の権利 に関する事項)	第2条 (平成 14 年度の基金の拠出者の権利 に関する事項)		
1. 平成 14 年度の基金の拠出者に対しては、 第7条第1項の基金の償却を、 <u>基金拠出</u> 契約締結後 10 年経過後の契約応当日ま でに行う。	1. 平成14年度の基金の拠出者に対しては、 第7条第1項の基金の償却を、 <u>保険業法</u> 第55条第2項の範囲内で、基金拠出契約 後10年経過後の償却期限の到来日まで に行う。		
2. <条文省略>	2. <現行どおり>		

ᅮᄆ	1.	۰,	_	+	۲.
現	7 T	^ ^	г.	=	7
→ 77°.	1 1		_	715/	Λ

に関する事項)

- 1. 平成 20 年度の基金の拠出者に対しては、 第7条第1項の基金の償却を、基金拠出 契約締結後 10 年経過後の契約応当日ま でに行う。
- 2. <条文省略>

変更案

第3条(平成20年度の基金の拠出者の権利 第3条(平成20年度の基金の拠出者の権利 に関する事項)

- 1. 平成20年度の基金の拠出者に対しては、 第7条第1項の基金の償却を、保険業法 第55条第2項の範囲内で、基金拠出契約 後10年経過後の償却期限の到来日まで に行う。
- 2. <現行どおり>